

●質問及び回答

対象案件： ・水道局本局庁舎他、指定施設において使用する電力（高圧）

N o	質問日	公表日	質問事項	回答
1	6月5日	6月6日	次の場合に、契約開始前または契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は変更後の約款によることを協議いただけるか。 ・消費税および地方消費税の税率の変更等やむをえない要因が生じた場合 ・託送供給等約款およびその他の供給条件等の変更または法令の制定もしくは改廃により、約款を変更する必要があるが生じた場合 ・その他、約款を変更すべき合理的な事由が生じた場合	仕様書第3項及び契約約款第12条に基づき協議に応じます。 ただし、協議については契約日以降に行うものとします。
2	6月5日	6月6日	契約書（案）第11条第2項において、電気料金の具体的な算定内容（端数処理含む）の規定中「一般送配電事業者」とあるが、「みなし小売電気事業者（旧一般電気事業者）」と読み替えてよろしいか確認したい。	契約約款第11条第2項第2号の「一般送配電事業者」の記載は、あくまでも「その他の要因」の一例として挙げた「託送条件」に関するものであり、読み替えを行うことはできません。しかしながら、電気料金の算定に係る各種調整額については、仕様書第3項のとおり、「みなし小売電気事業者」が定める供給約款によるものと定めております。
3	6月5日	6月6日	契約の開始以降1年に満たないで電気の使用を廃止または契約電力を減少しようとする場合には、弊社は需給契約の消滅または変更の日に、料金（1年未満の使用部分に対し臨時電力（常時契約の1.2倍））を適用し、既に申し受けた料金との差額）および工事費等の精算していただくことを認めていただけるか。	契約約款第7条第3項に基づき、協議いたします。
4	6月5日	6月6日	弊社は「延滞利息制度」を導入しており、支払期日（支払義務発生日の翌日から起算して30日目）経過後に電気料金が支払われる場合には、その経過日数に応じて年10％の割合（1日あたり約0.03％）で算定した延滞利息をお支払いして頂く制度に応じて頂けるか。 なお、延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額から再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に年10パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）を乗じて算定してえた金額となる。	契約約款第11条第6項及び第8項の規定のとおりといたします。
5	6月9日	6月12日	【燃料費調整の条件について】 契約書（案）第11条2項（2）では「一般送配電事業者による電気料金の調整額」と記載があり、契約書（案）別紙4「単価一覧」の最下部には「当該地域におけるみなし小売電気事業者が用いる方法を準用する」とあり、相違がございます。 一般送配電事業者（北海道電力ネットワーク株式会社様）の最終保証供給約款で定める燃料費調整額と市場価格調整額と、みなし小売電気事業者（北海道電力株式会社様）の標準供給条件（電力標準契約約款）のどちらを正とするのかご教示いただけますでしょうか。	契約約款第11条第2項第2号の「一般送配電事業者」の記載は、あくまでも「その他の要因」の一例として挙げた「託送条件」に関する記載になります。 電気料金の算定に係る各種調整額については、仕様書第3項のとおり、「みなし小売電気事業者」が定める供給約款によるものと定めておりますのでご確認ください。

●質問及び回答

対象案件： ・水道局本局庁舎他、指定施設において使用する電力（高圧）

N o	質問日	公表日	質問事項	回答
6	6月9日	6月12日	【燃料費調整の条件について】※上記（No.5）ご回答が一般送配電の場合にご回答ください。 請求書に記載のご利用月に該当する月の燃料費（等）調整単価（一般送配電事業者公表）を適用としますが、ご了承いただけますでしょうか。	
7	6月9日	6月12日	【政府の電気料金支援について】 電気・ガス価格激変緩和対策措置や酷暑乗り切り緊急支援などの政府の支援政策が再度実施されることとなった場合、弊社では燃料費調整単価からのお値引きではなく、別項目を設けてのお値引きとなります。ご了承いただけますでしょうか。	必ずしも燃料調整費単価からのお値引きである必要はございません。なお、別に設定される項目につきましては、別途協議いたします。
8	6月9日	6月12日	【請求書の請求方法について】 郵便物の配達遅延及び紛失への対策、改正電子帳簿保存法への対策、今般の社会情勢や環境配慮のためのペーパーレス化等を目的に、電気料金請求書等の帳票をWEBページでご確認いただく方法をご承いただけますでしょうか。	契約約款第11条第1項に記載のとおり、請求は書面によるものといたします。
9	6月9日	6月12日	【請求書の発行について①】 弊社では仕様書や契約書（案）に記載がない場合、供給施設内にご入居されている企業様に対して分割して請求書を発行することができません。供給地点特定番号毎の請求書発行となりますが、ご了承いただけますでしょうか。	分割請求が必要となる施設はございません。
10	6月9日	6月12日	【請求書の発行について②】 一括請求をご希望の場合、各施設で計量日が異なる場合まとめて請求書を発行することが出来ませんがご了承いただけますでしょうか。	契約約款第9条第1項に基づき、計量日時は毎月1日0時としておりますので、各施設で計量日が異なる事はございません。
11	6月9日	6月12日	【契約電力について】 現在の契約電力は仕様書記載のとおりでよろしいでしょうか。異なる場合はご教示ください。	別紙契約電力一覧をご確認ください。
12	6月9日	6月12日	【計量日について】 現在の計量日をご教示ください。	計量日時は毎月1日0時となっております。
13	6月9日	6月12日	【電力供給会社について】 現在の電力供給会社をご教示ください。	北海道電力株式会社となります。
14	6月9日	6月12日	【料金の請求について】 弊社では、計量結果の報告（通知書）を請求書に記載しているご利用の内訳で替えさせていただいております。検針結果等の通知書を請求書発行前に別途行うといった対応は行っておりませんが問題ございませんでしょうか。また、検査合格後の日付にて請求書の再発行は致しかねますのでご了承いただけますでしょうか。	検針結果等の通知書を別途提出の必要はございません。また、請求書に記載する内訳につきましては、契約約款第11条第1項及び第5項に記載したとおりといたします。

●質問及び回答

対象案件： ・水道局本局庁舎他、指定施設において使用する電力（高圧）

N o	質問日	公表日	質問事項	回答
15	6月9日	6月12日	【契約保証金について】 札幌市水道局契約規程第25条3項に該当する場合、免除のために必要な手続き、提出書類（契約書の写し等）はございますか。 提出書類がある場合は、提出期日についてもご教示ください。	契約保証金については、入札説明書第6項第3号及び契約約款第4条に記載のとおり、受注者が札幌市水道局契約規程第25条各号に該当した場合は免除となりますが、提出いただく書類は対応する各号によって異なるため、受注者に対して別途ご連絡いたします。また、提出期日についても、提出いただく書類等の内容を鑑み、併せて個別にご連絡いたします。
16	6月13日	6月18日	【請求内訳書の発行について】 一括請求をご希望の場合、需給施設毎の内訳書については郵送、メール等での対応は行っておらず、WEBページ上での閲覧及びダウンロードをお願いしております。ご了承いただけますでしょうか。	貴社ご提示の方法で差支えございません。
17	6月13日	6月18日	【契約保証金について】 保証金の免除について、受注者に別途ご連絡との事ですが、札幌市水道局契約規定第25条3項に該当する場合の免除のために必要なお手続きに関して、弊社が提出できる書類は契約書の写しのみとなり、その他の書類（履行証明書等）の提出が必要な場合はご対応が出来かねます。 その為、提出書類について入札期日より事前にご教授いただくことは可能ですか。 また、契約書の写しで問題ない場合、 ①実績1件の提出で問題ございませんでしょうか。 ②「種類及び規模をほぼ同じくする契約」とはどういった情報（契約電力、使用電力量等）を基準として判断されますか。 ご教授いただけますでしょうか。	本件受注者の札幌市水道局契約規程第25条第3項該当の適否については、下記の条件を満たす契約案件の契約書（写）の提出をいただくことで確認いたします。 ①過去2年間に本市又はその他官公庁との間で締結した契約であること。 ②実績の件数は、同項に規定されているとおり、数回以上（2件以上）の契約であること。 ③同項に該当する「種類及び規模をほぼ同じくする契約」を満たすものとして、契約の内容は「電力供給契約」であること、また規模については、契約電力量や予定電力使用量等により決定した「契約金額」が本件と同等の契約であること。
18	6月13日	6月18日	入札対象施設の現供給者を教えてください。（切替時に必要となります。）最終保障契約の場合その旨お知らせいただけますか。別途必要書類の提出が必要となる場合がありますのでご了承いただけますか。	質問No.13をご覧ください。
19	6月13日	6月18日	初めて旧一般電気事業者から新電力に切替する施設がありますか。また、自動検針装置（スマートメーター）の設置の有無を教えてください。	旧一般電気事業者から新電力に初めて切替する施設はありません。 また、スマートメーターの設置は電力会社で実施しており、水道局では把握しておりません。
20	6月13日	6月18日	各施設の現在の計量日を教えてください。	質問No.12をご覧ください。
21	6月13日	6月18日	現供給の計量日が1日以外の場合、弊社に切り替わった際は「1日」に変更となりますが、ご容赦いただけますか。	質問No.12をご覧ください。
22	6月13日	6月18日	計量日はご使用期間末日の翌日0:00となりますのでご了承いただけますか。 （例：使用期間が3/1～3/31の場合、計量日は4/1 0:00）	差し支えございません。

●質問及び回答

対象案件： ・水道局本局庁舎他、指定施設において使用する電力（高圧）

N o	質問日	公表日	質問事項	回答
23	6月13日	6月18日	予備線もしくは予備電源の契約はございますか。	予備線もしくは予備電源の契約はございません。
24	6月13日	6月18日	蓄熱割引等の適用ができませんが了承いただけますか。	差し支えございません。
25	6月13日	6月18日	入札書作成に当たり、以下の端数処理方法と表示桁数を教えてください。（小数点第●位までを切捨てor切上げor四捨五入など）。① 基本料金 ② 電力量料金 ③ 月毎の合計金額 ④ 年間の合計金額 ⑤ 税込で計算した金額を入札金額(税抜)にする時	入札告示書第2項第4号及び入札説明書第3項第4号をご確認ください。なお、「契約単価積算内訳書」に記載のない各項目の端数処理方法については、本件に係るその他関係資料においても定めはありませんのでご了承ください。
26	6月13日	6月18日	契約電力が500kW未満の施設は、各月の契約電力は「その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。」という運用になります。	契約約款第6条第2項に記載のとおりといたします。
27	6月13日	6月18日	1年以内に協議により契約電力を500kW未満の値に減少した施設はございますか。その場合の定め方は以下の通りとなりますので、あらかじめご了承ください。「契約電力を減少された日以降12月の期間で、その1月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値が減少後の契約電力を上回る場合は、契約電力はその上回る最大需要電力の値とし、上回らない場合は、契約電力は減少後の契約電力とする。」	1年以内に協議により契約電力を500kW未満の値に減少した施設はございません。また、契約電力が減少した場合は、契約約款第7条の規定に基づき、協議いたします。
28	6月13日	6月18日	弊社が契約となった場合、請求時の電気料金の計算方法は基本料金、電力量料金、燃料費等調整額それぞれ銭未満四捨五入とし、それらの合計した金額を円未満切り捨てとなりますがよろしいですか。	差し支えございません。
29	6月13日	6月18日	1施設の電気料金のお支払いを複数で分担して支払いされることはございますか。（例：庁舎〇〇円、売店〇〇円等）。ある場合は、対象施設と分担数を教えてください。また分担後の支払金額について毎月弊社に通知いただきます。なお、分担後の請求書の発行はできませんがよろしいでしょうか	質問No.9をご覧ください。
30	6月13日	6月18日	弊社では、毎月の燃料費等調整額の計算において、旧一般電気事業者が電気需給約款に定める算定諸元(基準燃料価格等の算出係数や算定式)を用いて計算します。これについては、弊社は応札時点において適用されている約款の算定諸元を用いて毎月の燃料費等調整金額を計算いたしますので、算定諸元が変更となった場合においても、応札時点の算定諸元を、契約期間中継続して用いて計算させていただきますが、ご承諾いただけますでしょうか。※算定諸元とはその月の燃料費等調整額の算定に用いる数値および算定式の事であり、ご契約満了まで燃料費等調整額(〇.〇〇円)を固定するお願いではありません。	各月の支払いの請求額の計算にあたっては、当該月に係る最新の各種調整額を用いて算出願います。

●質問及び回答

対象案件： ・水道局本局庁舎他、指定施設において使用する電力（高圧）

N o	質問日	公表日	質問事項	回答
31	6月13日	6月18日	供給期間終了までの間に、基準燃料価格等算定諸元の見直しを行う際には、基準燃料価格等算定諸元のみでなく、基本料金単価、電力量 料金単価も併せた見直しを行うこととなりますがよろしいでしょうか。	契約約款第12条第3項に燃料費等の変動による契約単価の変更について記載しておりますが、変更の際には基本料金単価と電力量料金単価の区別をしておりませんので、基本料金単価及び電力量料金単価についても見直しの協議対象となります。
32	6月13日	6月18日	地域の旧一般電気事業者が料金を改定した場合や、市場価格の変動又は経済状況等の変動があった場合は、協議の上、契約単価等の変更 は可能ですか。	協議には応じますが、協議申し入れの内容については契約約款各条項に基づき個別に判断いたします。
33	6月13日	6月18日	契約書締結後、契約書に記載がない事柄で弊社が協議を申し出た場合、応じていただけますか。	協議に応じます。
34	6月13日	6月18日	入札書に記載する日付に指定はございますか。	入札書の日付は作成日又は提出日（開札日を記載しないこと）とし、事前審査後、入札書提出期限までに提出願います。
35	6月13日	6月18日	契約期間中及び契約期間満了時に施設の閉鎖や移転等により電力を供給停止する施設がある場合、別途書面にて申込みを頂かないと対応できません のでご容赦いただけますか。	契約約款第12条に基づき、協議いたします。
36	6月13日	6月18日	電気の契約を締結した場合には、その契約内容を1年間継続していただくことを原則とし、1年未満のご使用の場合は、臨時電力の料金が 適用されます。供給開始後、1年に満たないで契約を廃止される場合（または1年に満たないで契約電力を減少される場合、または契約電力を増加後1年に満たないで、契約を廃止される場合）は、当該部分について臨時電力を適用したものととして後日料金を精算することは可能ですか。	契約約款第12条に基づき、協議いたします。
37	6月13日	6月18日	契約期間中に建替えや増築、トランス増量や受変電設備および引き込み位置の移設・変更等、電力の契約に影響するような工事が予定 されている施設がありましたら、対象施設と工事内容を教えてください。また、契約期間後に実施予定の工事であっても、契約期間中に小売電気事業者との手続きが必要と思われるものがありましたら、併せて教えてください。	電力の契約に影響するような工事を予定している施設はございません。
38	6月13日	6月18日	弊社落札の場合、札幌市水道局契約規程第25条により、実績報告することで契約保証金免除となりますでしょうか。また、免除規定や免除のための提出書類を具体的に教えていただけますでしょうか。	質問No.15及びNo.17をご覧ください。
39	6月13日	6月18日	自家発補給電力のご契約のある施設はございますでしょうか。	自家発補給電力の契約施設はございません。

●質問及び回答

対象案件： ・水道局本局庁舎他、指定施設において使用する電力（高圧）

N o	質問日	公表日	質問事項	回答
40	6月13日	6月18日	弊社は、制限中止割引の適用が出来ませんが、ご了承いただけますでしょうか。	差し支えございません。
41	6月13日	6月18日	契約書第9条及び11条に「発注者に速やかに通知のうえ、検査を受けなければならない」、「検査に合格したときは、電気料金の支払いを請求すること ができる」と記載がありますが、弊社では一般送配電事業者より計量通知を受けるため、計量値を受領後、請求金額を算定になるため検査をうけることができませんがご了承いただけますでしょうか。	契約約款第9条に基づき検査は受検いただきます。ただし、発注者側が計量器に記録された値を確認した段階で確認検査を行いますので、事務手続きが前後する場合があります。また、検査は計量者に対してではなく、本契約の相手方を対象に行いますのでご承知おきください。
42	6月13日	6月18日	国の「電気・ガス価格激変緩和対策事業」等の電気料金関連事業が実施された場合、弊社では燃料費調整単価からのお値引きではなく、別項目を設 けてのお値引きとなりますがご了承いただけますでしょうか。	質問No.7をご覧ください。
43	6月13日	6月18日	弊社は郵送にて入札に参加する予定ですが、再度入札となった場合に辞退をする場合は、再度入札辞退届の提出の必要はございますか。また、再度 入札辞退届は、「入札書」の金額欄に「辞退」と記入したものを提出するという形でよろしいでしょうか。	辞退の意思を申し出ていただく必要があります。その場合、「入札辞退届」の提出又は「入札書」の金額欄に辞退の旨記載する方法のどちらでも構いません。
44	6月16日	6月18日	提出する書類の日付は提出日でよろしいでしょうか。また、入札書の日付のご指定（例：開札日）等はございますか。	入札説明書第6項第4号アに示す書類については、申請受付期間中の提出日としてください。なお、入札書については質問No.34をご覧ください。
45	6月16日	6月18日	自家発補給電力の契約はありますか。	質問No.39をご覧ください。
46	6月16日	6月18日	現在の契約電力が500kW以上で仕様書の契約電力と異なる場合、協議制となり落札後に明確な根拠を提出して頂きますが可能でしょうか。（頂きました根拠が不十分だった場合、ご希望に沿えない可能性がございます。）	現在の契約電力が500kW以上の施設はございません。
47	6月16日	6月18日	現在の契約電力と直近12か月分の最大需要電力を教えていただけますでしょうか。最大需要電力の実績が現在の契約電力を超過している場合、最大値に合わせて契約電力の超過是正を行う予定はありますか。	仕様書別表をご覧ください。なお、令和7年4月時点での契約電力につきましては、質問No.11（別紙）をご覧ください。
48	6月16日	6月18日	契約電力が1 施設で500kW 以上（協議制）の施設については、契約開始前に仕様書記載の契約電力を超過した場合、仕様書記載の契約電力での申込が一般送配電事業者に却下される可能性がございます。その場合は超過した契約電力でのご契約となりますがご了承いただけますでしょうか。また、その際契約単価の変更協議には応じていただけますでしょうか。	そのような場合につきましては、契約約款第7条及び第12条に基づき、協議いたします。

●質問及び回答

対象案件： ・水道局本局庁舎他、指定施設において使用する電力（高圧）

N o	質問日	公表日	質問事項	回答
49	6月16日	6月18日	弊社では電気料金のお支払は、振込、口座振替となり、振込みの場合振込手数料はお客様負担をお願いしておりますがご了承いただけますでしょうか。	差し支えございません。
50	6月16日	6月18日	請求書発行について、弊社では毎月7営業日頃の発送となっておりますが了承いただけますでしょうか。	差し支えございません。
51	6月16日	6月18日	送電開始日は計量日と同日でしょうか。相違している場合、弊社と契約後の計量日は毎月1日となる可能性がございます。ご了承いただけますでしょうか。	契約約款第9条第1項に基づき、計量日時は毎月1日0時としておりますので、貴社の計量日を毎月1日とすることは差し支えございません。
52	6月16日	6月18日	計量日が1日以外の場合は、年間の請求が13回、かつ供給最終月のご請求が翌月、翌々月の2回に分割されます。また料金の算定期間は計量日から計量日の前日となりますが、ご了承いただけますでしょうか。	契約約款第9条第1項に基づき、計量日時は毎月1日0時としておりますので、計量日が1日以外になることはございません。
53	6月16日	6月18日	電気料金の計算は需要場所単位に行います。需要場所に会計主体の異なるテナント等があっても、電気料金を分割して計算、ご請求することはできませんが、よろしいでしょうか。	質問No.9をご覧ください。
54	6月16日	6月18日	電気料金は、一施設毎に請求書通りの金額でお支払いいただけるという認識でよろしいでしょうか。（1枚の請求書に対し複数から支払われるということはありませんでしょうか）複数からのお支払が発生する場合、事前にお支払金額の内訳を通知いただくことは可能でしょうか。	1枚の請求書に対し複数から支払うことはございません。また、請求書に記載する内訳につきましては、契約約款第11条第1項及び第5項に記載したとおりいたします。
55	6月16日	6月18日	仮に弊社が落札した場合、契約書の内容について協議いただくことは可能でしょうか。	契約約款各条項において協議が可能であることを規定している内容については協議に応じます。
56	6月16日	6月18日	弊社が落札した場合に、弊社独自の算定方法に基づき、燃料費調整額（電源調達調整単価）を算出することは可能でしょうか。	差し支えございません。
57	6月16日	6月18日	当該エリアを管轄する電力会社において、燃料費等調整単価の算定方法が変更となる場合、落札時の算定方法ではなく、送電開始時の算定方法を採用するという認識でよろしいでしょうか。	差し支えございません。ただし、各月の支払いの請求額の計算に当たっては、当該月に係る最新の各種調整額を用いて算出願います。
58	6月16日	6月18日	燃料費調整額が発生しない（請求を行わない）料金制度での提案、契約締結は可能ですか。	契約約款別紙「単価一覧」第2項において燃料費調整を含む各調整を行うことについて記載しております。よって燃料費調整額が発生しない料金制度での契約締結はできません。
59	6月16日	6月18日	落札業者は開札日に決定いたしますでしょうか。開札日に確認ができない場合、何月何日まで確認可能かご教示ください。	ご質問の内容は入札状況により決定いたしますので、現時点ではお答えできません。

●質問及び回答

対象案件： ・水道局本局庁舎他、指定施設において使用する電力（高圧）

N o	質問日	公表日	質問事項	回答
60	6月16日	6月18日	入札金額の算定方法に関わらず、実際の電気料金ご請求時には基本料金、電力量料金（燃料費等調整額がある場合はそれを含む）は小数点第2位まで保持し、再生可能エネルギー発電促進賦課金および合計金額は円未満切り捨て、契約単価は税込みとさせていただきますがよろしいでしょうか。	差し支えございません。
61	6月16日	6月18日	契約保証金について、免除を希望する場合、必要な提出書類はありますでしょうか。必要な場合、いつ、どのような書類を提出すればよろしいでしょうか。	質問No.15及びNo.17をご覧ください。
62	6月16日	6月18日	電子入札システムにより入札に参加する場合、入札書の作成・添付は必要でしょうか。	電子入札システムへの入力をもって入札書の提出と同じ扱いとなりますので入札書の添付は不要です。ただし、契約単価積算内訳書の添付は必要です。
63	6月16日	6月18日	仕様書3【スイッチング申込完了後、施設ごとの電力切替え予定日（供給開始日）を文書にて報告すること。】とありますが、報告書の様式をいただくことは可能でしょうか。任意様式による場合、記載項目の指定はありますか。	施設ごとの電力切替え予定日（供給開始日）の記載を含めていただければ、特段報告書の様式は問いません。任意の様式で差し支えございません。
64	6月16日	6月18日	仕様書3【各月の電気料金請求金額は請求書送付先ごとにまとめ合算し、一括請求すること】とありますが、一括請求の場合、個別請求書についてはお客様マイページ上での発行となりますがよろしいでしょうか。	差し支えございません。
65	6月16日	6月18日	契約書案第9条（計量及び検査）について、弊社では検査を受けるための通知は行っておりません。検査は省略とし、ご利用の内訳が記載されております電気料金請求書及び請求確定後にマイページより確認できる請求データによりご確認・ご対応いただけますでしょうか。	質問No.14をご覧ください。また、Webサイト等での請求データの確認は可能ですが、検査につきましては、契約約款第9条第1項に規定されているとおり受検していただきます。
66	6月16日	6月18日	時間帯別プランの施設についても、その他のプランに合わせて季節別で契約することは可能でしょうか。	電力料金メニューの変更はできません。
67	6月16日	6月18日	市場連動、または市場連動を含むプランでの応札は可能でしょうか。	電力料金メニューの変更はできません。

別紙

契約電力一覧

No.	需要施設	契約電力(kW) 2025年4月現在
1	本局庁舎	196
2	川沿庁舎	104
3	新琴似庁舎	89
4	八軒庁舎	34
5	豊平庁舎	85
6	厚別庁舎	18
7	平岸庁舎	35
8	資材センター	37
9	西野浄水場	149
10	宮の森ポンプ場	126
11	大倉山ポンプ場	39
12	旭ヶ丘ポンプ場	89
13	西町南ポンプ場	260
14	曙ポンプ場	171
15	山鼻取水場	251
16	西岡高台ポンプ場	192
17	清田ポンプ場	101
18	平岡ポンプ場	172
19	真栄ポンプ場	143
20	真駒内南町ポンプ場	283
21	常盤公園ポンプ場	46
22	藤野高台ポンプ場	23
23	北ノ沢第2ポンプ場	62
24	南沢第1ポンプ場	96
25	南沢第2ポンプ場	36
26	北ノ沢第1ポンプ場	118
27	平岸水力発電所	13
28	発寒川取水場	210
29	配水センター	47
30	定山溪浄水場	101
31	宮町浄水場	76
32	藻岩取水場	3
33	定山溪取水場	104